

報告第12号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

平成30年9月5日提出

五島市長 野口市太郎

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
五島市	— (△4.55)	— (△10.84)	5.8	— (△1.8)
早期健全化基準 (財政再生基準)	12.65 (20.00)	17.65 (30.00)	25.0 (35.0)	350.0 (—)

備考 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、算定結果がマイナスとなったので「—」と表示する。参考までに算定数値を（）内に記した。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
交通船事業特別会計	—
下水道事業特別会計	—
公設小売市場事業特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—

備考 資金の不足額がないため、資金不足比率は、数値なし。

3 監査委員の意見 別紙のとおり



30五監第219号

平成30年8月17日

五島市長 野口市太郎 様

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男



平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その意見書を提出します。

平成29年度五島市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年7月30日から同年8月17日まで

第3 審査の方法

送付を受けた健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、その計数の正確性を審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成29年度	平成28年度	前年度比較 (ポイント)	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	— (△4.55)	— (△5.51)	— (0.96)	12.65	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	— (△10.84)	— (△10.63)	— (△0.21)	17.65	30.0
実 質 公 債 費 比 率	5.8	6.6	△0.8	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	— (△1.8)	1.8	△3.6	350.0	—

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、算定結果がマイナスとなったので「—」と表示するが、参考までに算定数値を()内に記した。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	平成29年度	平成28年度	
水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	—	
交通船事業特別会計	—	—	
公設小売市場事業特別会計	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 全会計において資金不足が生じていないので「—」と表示する。

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

実質収支が黒字であるため実質赤字比率は発生せず、良好な状態にある。なお、算定数値は△4.55%で、前年度と比較すると0.96ポイント上昇している。

イ 連結実質赤字比率について

連結実質収支が黒字であるため連結実質赤字比率は発生せず、良好な状態にある。なお、算定数値は△10.84%で、前年度と比較すると0.21ポイント低下している。

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率は5.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にある。なお、前年度と比較すると0.8ポイント改善している。

エ 将来負担比率について

将来負担比率がマイナスとなったため将来負担比率は発生せず、良好な状態にある。なお、算定数値は△1.8%で、前年度と比較すると3.6ポイント改善している。

(2) 資金不足比率

いずれの会計においても資金不足がないため資金不足比率は発生せず、良好な状態にある。

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項はない。